

1. 件名：原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る面談
2. 日時：令和5年10月19日（木）13：30～14：50
3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（オンライン開催）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ

核燃料施設等監視部門 木村管理官補佐

実用炉監視部門 宮坂原子力運転検査官、井上係長

長官官房総務課 事故対処室 木原室長補佐、有田係長

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ副主幹 他2名

東北電力株式会社 原子力本部 原子力部（原子力運営） 担当

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 運転管理グループ チームリーダー

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 副長

北陸電力株式会社 原子力部 原子力発電運営チーム 課長 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 発電グループ マネジャー 他1名

中国電力株式会社 電源事業本部 原子力運営グループ 副長 他1名

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 担当

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電グループ 担当 他1名

日本原子力発電株式会社 発電管理室プラント管理グループ 課長

電源開発株式会社 原子力技術部 品質保証室 担当

原子力エネルギー協議会 副長

原子燃料工業（株） 熊取事業所 環境安全部 安全管理グループ 担当

三菱原子燃料（株） 安全・品質保証部 安全管理課 課長 他1名

（株）グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

保安管理部 課長 他1名

（国研）日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部 施設保安管理課 課長 他10名

日本原燃（株） 安全・品質本部 品質保証部 課長 他11名

リサイクル燃料貯蔵（株） 技術安全担当

(学) 立教学院 立教大学原子力研究所 担当
(学) 近畿大学 原子力研究所 准教授
(国) 東京大学 原子力専攻 放射線管理室 担当
(国) 京都大学 複合原子力科学研究所 中央管理室 副室長
MHI 原子力研究開発(株) 安全管理部 部長 他4名
日本核燃料開発(株) 保安全管理部 安全管理グループリーダー 他4名
(公財)核物質管理センター 東海保障措置センター 技術副主席 他2名
(株) 日立製作所 王禅寺センタ 王禅寺センタ長 他2名

5. 要旨

原子力規制庁は、令和5年度第14回原子力規制委員会で改善の方向性について了承を得た事項を元に作成した、具体的な原子力規制委員会規則等の改正イメージ及び今後の方向性について、資料に基づき説明を行った。

その後、資料の内容等について以下のとおり意見交換を行った。

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈(案)における「廃止措置にある発電用原子炉の取扱い」(別紙2通し番号15ページ)について
 - ・ 以下の質問等があった。
 - ① 「廃止措置に係る発電用原子炉施設の貯蔵施設」の明確化
 - ② ②の「核燃料物質」と「使用済燃料」の違い
 - ③ 今回の改正で、現行の訓令が廃止された後の「実用炉規則第134条の運用について(訓令)の解釈等について」(平成31年4月5日付面談資料)の位置付け
 - ④ 使用済燃料貯蔵施設を、号機間で共用する場合の考え方
 - ・ 原子力規制庁より、①については例えば使用済燃料プールを想定しており、②及び③については再度原子力規制庁内で事実関係等を確認する旨伝えた。また、④については、具体の運用も踏まえて検討することとした。
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈の制定について(案)について
 - ・ 別紙2通し番号21ページに記載された、「火災又は爆発が発生した場合であっても、安全に加工に影響を与えずに、消火により鎮火又は自然鎮火

したとき。」と「火災又は爆発が発生した場合であっても、コンクリート、金属等の不燃物で区画されている中に加工施設の加工に関連する主要な機器やそれらを制御する設備が収納されていない場合において、収納物のみの損傷に留まり、加工に影響を与えなかったとき。」との記載の関係について整理できないかとのコメントがあった。

- ・ 原子力規制庁より、上記について再度検討する旨伝えた。

原子力規制庁は、今回の面談の内容について、今後開催を予定している第7回法令報告の改善に係る公開会合において議論することを伝え、面談を終了した。

6. 配布資料

資料 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に関する規則等の改正イメージ及び今後の方向性